

第948回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和3年9月3日（金）午後1時30分

2 招集場所 第一会議室

3 出席者 伊東教育長，齋藤委員，千木良委員，小室委員，小川委員，佐浦委員

4 説明のため出席した者

布田副教育長，遠藤副教育長，安住総務課長，高橋教育企画室長，佐々木福利課長，時枝教職員課長，千葉参事兼義務教育課長，遠藤高校教育課長，菅井特別支援教育課長，熊谷施設整備課長，鈴木参事兼保健体育安全課長，武田生涯学習課長，天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第947回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 前回の会議における発言内容及び資料内容の訂正について，事務局から説明願う。
保健体育安全課長 第947回宮城県教育委員会定例会の課長報告において，令和2年度学校保健統計調査の結果について御報告したが，説明内容及び資料の記載内容に一部誤りがあった。
はじめに，説明内容であるが，課長報告資料5ページ「Ⅲ 肥満傾向児の出現率」について，『小学校1・2年生女子が全国1位，小学校4年生男子，中学校1年生男子，小学校4年生女子が全国2位』と説明したが，正しくは『小学校2・3年生女子が全国1位，小学校4年生男子，中学校1年生男子，高等学校2年生男子，小学校4年生女子が全国2位』であった。
次に，資料の記載内容であるが，課長報告資料10ページ「Ⅳ 課題と取組」（1）①の内容について，正誤表に記載のとおり訂正させていただきたい。

伊東教育長 （委員全員に諮って）ただいま保健体育安全課長から説明があった訂正内容を反映して承認する。

7 第948回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

伊東教育長 小川委員及び佐浦委員を指名する。
本日の議事日程は，配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議事

第1号議案 教育功績者表彰について

第2号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

第3号議案 宮城県産業教育審議会専門委員の人事について

伊東教育長 「7 議事」の各議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。
（委員全員に諮って）この審議については，秘密会とする。
秘密会とする案件については，「10 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議することとしてよろしいか。
（委員全員異議なし）

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

9 教育長報告

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(説明者：布田副教育長)

新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。資料は、1ページから2ページである。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。本県では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、8月27日から9月12日までを期間として、国の緊急事態措置の実施区域に指定された。これを受けて、最近の感染者数に占める若年層の割合の増加や、感染力が高い可能性が指摘されている変異株の拡散状況に鑑み、夏季休業後の学校活動において、最大限の危機感を持って感染防止対策に取り組む必要がある。具体的には、文部科学省からの通知を踏まえ、子どもたちの学びの保障や心身への影響、居場所としての学校の重要性等を考慮し、市町村立学校も含めて、県内一斉の臨時休業を要請することは考えていないが、緊急事態宣言の期間中、県立学校においては、資料に記載の3点のとおり対応しているところである。

まず、「(1) 学校活動全般に関する対応」として、これまでの対策の蓄積や状況の変化を踏まえ、不織布マスクを使用すること、健康観察を徹底し、同居者を含め体調不良の場合には出校を控えること、ワクチン接種後においても、基本的な対策は継続すること、学校・家庭外を含めた感染予防意識の高揚を図ることなどに特に留意し、基本的な対策の更なる徹底を図っていく。高等学校においては、安心・安全な学習環境を確保するため、近距離で対面形式となるグループワークなど感染リスクが高い学習活動を控えるとともに、学校の状況に応じて、時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッド学習に取り組むこととしている。また、特別支援学校においては、事業者と連携して感染防止対策を実施した上でのスクールバス運行をはじめ、医療的ケア、寄宿舎、給食といった特別支援学校で想定される学校生活の各種場面において可能な限りの工夫を行い、感染リスクの低減に取り組むこととしている。

こうした取組により、教育活動と感染防止対策を両立し、学校活動を継続していく。

資料2ページを御覧願いたい。「(2) 部活動における対応」については、これまで特に部活動の場面において多くの感染事例が生じていることを踏まえ、部活動は、原則として自粛することとする。

なお、高体連等の各種大会の主催団体に対し、大会のできる限りの中止・延期を要請しているが、全国大会につながる大会や日程の都合上調整が困難なものについては、感染対策を徹底した上での実施を求めているところである。

次に、「(3) 検査による早期探知」については、国の実施するモニタリングPCR検査や抗原定性検査キットを活用した学校内の感染の早期探知・早期対応により、安心・安全な学校活動の確保に取り組んでいく。

これらの取組については、仙台市とも連携し、情報の共有を図りながら対応を進めていく。

次に、「2 県社会教育施設における対応」であるが、新型コロナウイルス感染症対策本部会議で示された「公立の施設等の取り扱いに関する県の考え方」においては、原則として休館又は利用の自粛とされたが、図書館や既に利用予約がある施設、販売済み前売り券がある展示等を実施している施設等については、感染防止対策を徹底した上で開館を継続できることとされ、利用者の特性や利用形態等を考慮し設置者が判断することになっている。

県社会教育施設については、表に記載のとおり、野外炊飯所やキャンプ場の利用、企画講座、イベントなどの自主事業を中止とし、感染防止対策を徹底した上で、対応してまいりたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質疑なし)

(2) 南部地区職業教育拠点校の校名案及び開校準備の状況について

(説明者：遠藤副教育長)

南部地区職業教育拠点校の校名案及び開校準備の状況について御説明申し上げます。資料は、3ページから5ページである。

はじめに、資料3ページを御覧願いたい。「I 校名案について」であるが、南部地区において、柴田農林高等学校と大河原商業高等学校を再編統合し、現在の柴田農林高等学校の敷地内に、令和5年4月に開校する南部地区職業教育拠点校の校名について、公募を行った上で検討し、関係校の保護者、同窓会、地

域関係者、教職員による「校名等選考委員会」の意見を踏まえ、「県立学校校名選定委員会」において検討した結果、校名案として「宮城県大河原産業高等学校」を選定した。

選定理由であるが、「大河原」は新しい学校の所在地を表しており、親しみやすい名称である。また、「産業」については、当該学校が全体として「地域ブランドの確立」に取り組み、地域振興へ貢献すること、農業、商業、企画デザインそれぞれの専門学科の特色を生かし、6次産業化を軸とした学科間連携による先進的な産業教育を目指すという学校の特色を表している。大河原町内の高校を統合し、生徒達の新たな学びの場として開校する高校に、ふさわしい名称であると判断したものである。

なお、校名は、県立学校条例の改正により正式に決定されるが、その決定に至るまでの間は、校名案に「(仮称)」を付し、様々な場面で使用していくこととなる。

「Ⅱ 開校準備の状況について」は、高校教育課長から御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

「Ⅱ 開校準備の状況について」御説明申し上げます。資料4ページを御覧願いたい。

令和5年4月の開校を目指して、「1 会議等の状況」にあるとおり、平成28年度から昨年度まで、新設校のあり方や教育基本構想の策定、学校運営や教育課程の原案作成等、段階的に準備を進めてきた。

今年度の準備状況については、資料5ページを御覧願いたい。「(1) 開設準備委員会」においては、新設校の学校運営等に関する事項について検討・調整を行っており、準備委員会内に教育内容検討部会や校務分掌等検討部会を設置し、教育課程の調整や各種規程・内規等の作成、購入物品の検討など、実務的な調整を進めている。今年度の後半には新設校の教育活動における地域との連携体制の構築を目指し、「(2) (仮称) 地域パートナーシップ会議」を立ち上げ、「地域の課題解決に向けた教育活動」、「地域からの講師派遣や地域での実地研修」、「学校から地域への教育資源の提供」といった、地域に根ざした学校づくりの具体的な実践内容等について、検討していくこととしている。また、「(3) 校名等選考委員会」では、先ほどの説明のとおり、校名選定が終了したため、今後は、校歌や校章の選考方法について審議していく予定である。

最後に、「(4) 建設工事」についてであるが、月に一度、工事関係者との会議を開催し、進捗状況等を確認しているが、令和5年1月の供用開始に向け、現在、工事は予定通り進んでいるとのことである。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋藤委員 校名案が決まり、着々と準備が進んでいるようだが、今後、校名案について地域の方などにはどのような形で示していく予定か。

高校教育課長 まず本日夕方に記者発表を行う予定である。また、学校案内等のパンフレットを作成し、主に仙南地域の中学生やその保護者を対象とした説明会等を開催して周知に努めてまいりたいと考えている。

齋藤委員 様々な経緯を経て、地域の方々が納得して決められた校名案だと思うので、多くの方に受け入れられることを期待している。また、この校名案に込められた期待に応えられる生徒が集まってくるよう、頑張っていたきたい。

(3) 県立高等学校における物損事故に係る和解について

(説明者：遠藤副教育長)

県立高等学校における物損事故に係る和解について御説明申し上げます。資料は、6ページである。

まず、事故の概要であるが、令和3年4月22日に仙台西高等学校において、生徒が部活動中に、同校駐車場に隣接する運動場で蹴ったサッカーボールが当たったことにより損傷した鉄柵の一部が、駐車場に駐車していた相手方車両の左後部に当たり、同車両に損傷を与えたものである。

なお、人的損害はなかった。

この事故は、生徒の部活動が原因で発生したものであり、相手方に過失が無いことから、県が相手方に賠償を行うことが妥当であると判断し、相手方損害額の全額である58,168円を支払うこととし、和解が成立したところである。

この和解については、地方自治法第180条第1項の規定により、本年7月16日に知事による専決処分が行われ、9月議会において当該専決処分の報告をすることとしている。

本事案を受け、練習方法を工夫するなど、同様の事案が発生しないよう、細心の注意を払って部活動を実施している。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

10 専決処分報告

(1) 第380回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：布田副教育長)

第380回宮城県議会議案に対する意見について御説明申し上げます。資料は、1ページから4ページまでである。

資料2ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、8月10日付けで知事から意見を求められたので、まず、議案の内容について御説明申し上げます。

資料3ページの「第380回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として、総額1,500万円を増額計上しようとするものである。次に、「2 事業の概要」であるが、新型コロナウイルス感染症対策として、市町村立幼稚園等へ配布する衛生資材を設置者が一括購入する事業等に対して補助するための経費を計上している。

資料4ページの「第380回宮城県議会提出予算外議案の概要」を御覧願いたい。条例外議案として、議第187号議案ないし議第189号議案の「工事請負契約の締結について」は、宮城県宮城第一高等学校校舎等改築工事の工事請負契約締結について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

以上、知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この知事からの照会に対して、教育長に対する事務の委任等に関する規則により、8月17日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので報告する。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

(2) 令和4年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について

(説明者：遠藤副教育長)

令和4年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について御説明申し上げます。資料は、5ページから8ページ及び別冊である。

はじめに、資料6ページを御覧願いたい。令和4年度に県立の高等学校及び特別支援学校高等部のうち高等学校に準ずる教育を行っている学校で使用する教科用図書については、採択の流れにあるように、4月に教育長が専決した資料7ページの「基本方針」及び資料8ページの「採択基準」に基づいて、各学校において、最も適切な教科用図書を選定することとしている。また、令和4年度は新学習指導要領が年次進行で実施されることから、各学校においては、2年生以上の生徒が使用する現行学習指導要領に基づく教科用図書と、新入生が使用する新学習指導要領に基づく教科用図書を、それぞれ選定することであるため、例年にも増して慎重な調査研究が求められている。

このことを踏まえ、各学校においては、県の定める「基本方針」及び「採択基準」に基づき、5月中旬から6月下旬にかけて、教科用図書の調査研究を行い、学校の特色や生徒の実情を踏まえ自校の教育課程と照らしながら、現行課程及び新課程のそれぞれについて、採択を希望する教科用図書を選定し、県教育委員会に報告した。県教育委員会では、各教科の担当指導主事及び有識者からなる「令和4年度使用の宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会」を庁内に設置し、各教科の担当指導主事による新学習指導要領の趣旨を踏まえた教科用図書の調査研究及び各高校からの採択希望報告に対する事前審査をもとに、各高校における採択希望の妥当性について審査を行った。その結果、各高校における教科用図書の選定につ

いては、新学習指導要領が掲げる主体的・対話的で深い学びの実現、生涯にわたって探究を深める力を育成する、という観点からみても、教科用図書の調査研究が公平・公正に行われており、いずれの教科においても「妥当である」と判断された。

次に、別冊を御覧願いたい。これは、採択希望のあった教科用図書を学校別・新旧課程別に整理した一覧である。表紙裏には、各学校の記載ページを示している。採択を希望する教科用図書について、高等学校分については、現行課程を1ページから35ページに、新課程を36ページから61ページに示している。また、特別支援学校高等部のうち、高等学校に準ずる教育を行っている4校分については、現行課程を62ページから65ページに、新課程を66ページから68ページに示している。

先ほど御説明した審査委員会の結果を踏まえ、県教育委員会では、この別冊のとおり、教科用図書を採択することとし、このことについて、教育長に対する事務の委任等に関する規則により、8月27日付けで専決処分したので報告する。

今後も公正かつ適正な教科用図書の採択に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質疑なし)

(3) 令和4年度使用県立中学校教科用図書の採択について

(説明者：遠藤副教育長)

令和4年度使用県立中学校教科用図書の採択について御説明申し上げます。資料は、9ページから10ページである。

県立中学校において使用する教科用図書については、原則として4年間同一の教科用図書を採択することが求められており、2年目にあたる令和4年度は、令和2年度に採択したものを引き続き採択することとなる。

各中学校では、校内に「教科用図書選定調査委員会」を設置し、継続を前提として、現在採択している教科用図書について、実際に使用した上での評価を含め、各校においてどのような教科用図書がふさわしいかという観点で改めて調査研究を行い、報告がなされている。県教育委員会では、各教科の担当指導主事及び有識者からなる「宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会」を庁内に設置し、各教科の担当指導主事が行った教科用図書及び各中学校からの報告に対する事前審査をもとに、各中学校の調査研究の妥当性について審査を行ったところ、調査研究は公平・公正に行われ、いずれも「妥当である」と判断された。

審査委員会の判断を踏まえ、資料10ページのとおり教科用図書を採択することとした。このことについて、教育長に対する事務の委任等に関する規則により、8月27日付けで専決処分したので報告する。

なお、社会(歴史的分野)の教科用図書については、先月の教育委員会定例会で、既に両中学校ともに「育鵬社」の教科用図書が採択されている。

今後も公正かつ適正な教科用図書の採択に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質疑なし)

(4) 令和4年度使用県立特別支援学校小学部及び中学部教科用図書の採択について

(説明者：遠藤副教育長)

令和4年度使用県立特別支援学校小学部及び中学部教科用図書の採択について御説明申し上げます。資料は、11ページから16ページである。

はじめに、資料12ページを御覧願いたい。令和4年度に県立特別支援学校小学部及び中学部で使用する学校教育法第34条第1項、第49条及び同法附則第9条の規定による教科用図書については、6月の教育委員会において報告された基本方針及び採択基準等に基づき、各特別支援学校で採択を希望する教科用図書の選定を行った。

その後、指導主事等による事前審査を経て、大学教授や各障害種の特別支援学校長等で構成された教科

用図書採択検討会議において、新学習指導要領との関連、小・中・高の学びの連続性や生涯学習の視点などから審議した結果、令和4年度に使用する教科用図書として、いずれも妥当であると判断された。

県教育委員会ではこの審議結果を踏まえ、資料13ページから16ページのとおり教科用図書を採択することとし、このことについて、教育長に対する事務の委任等に関する規則により、8月18日付けで専決処分したので報告する。

今後も、公正かつ適正な教科用図書の採択に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

1.1 課長等報告

(1) 令和3年度学校基本調査速報（宮城県）の概要について

(説明者：総務課長)

令和3年度学校基本調査速報（宮城県）の概要について御説明申し上げます。資料は、1ページから3ページである。この調査は、統計法に基づき、文部科学省が毎年5月1日現在で実施している基幹統計調査である。先月27日に速報が公表されたので、本県の状況について御報告させていただく。

なお、速報では、公表項目が、学校数、学級数、在学者数及び教員数に限定されており、12月の確報では、これらの項目に加え、学校施設や卒業者の進路状況等について公表されることとなっている。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。「1 学校（園）数、学級数、在学者数及び教員数の増減」についてであるが、前年度からの増減状況は（1）から（4）までのとおりであり、その詳細は、次のページに記載している。

資料2ページを御覧願いたい。上段の「表1」は、学校種ごとの「学校（園）数、学級数、在学者数及び教員数」並びに「前年度からの増減状況」を表したものである。

「学校数」については、高等学校以外の学校において、新設及び統廃合により、増減が生じている。

新設校及び廃止校の詳細については、下段の「表2」を御覧願いたい。主なところでは、大崎市立の小学校4校が廃止・統合され、大崎市立古川北小学校が新設されたほか、栗原市立金成小学校及び中学校が廃止・統合され、義務教育学校として栗原市立金成小中学校が新設されている。

「在学者数」については、後ほど、次のページにより御説明申し上げます。

「学級数」及び「教員数」については、中学校において、特別支援学級の増設に伴い増加している。

資料3ページを御覧願いたい。「2 在学者の推移」について、「図1」を御覧願いたい。小学校の在学者数は、昨年度に続き、昭和23年の調査開始以来、最少人数となっている。中学校では、令和元年度に、調査開始以来の最少人数となっており、昨年度からは、自然増により増加している。高等学校では、平成3年度に増加のピークを迎えて以降、ほぼ毎年、減少している。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

(2) 令和3年度第37回学習デジタル教材コンクール「文部科学大臣賞」受賞について

(説明者：総合教育センター所長)

令和3年度第37回学習デジタル教材コンクール「文部科学大臣賞」受賞について御説明申し上げます。資料は、4ページ及び参考資料である。

はじめに、資料4ページを御覧願いたい。新学習指導要領では、情報モラルを含む情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力として位置づけ、各教科等の特質を生かし、教科横断的な視点から教育課程の編成を図るものとしている。そこで、総合教育センターでは、令和2年度長期研修の専門研究において、小学校を対象に児童の情報活用能力を教科横断的に育成する計画「ICT活用計画」の作成と、活用を支援するICT活用計画サポートパック「+タブレ・マネージャー」を開発した。このサポートパックを、公益財団法人学習情報研究センターが主催する「学習デジタル教材コンクール」に応募し、応募総数40本中、最高賞の「文部科学大臣賞」を受賞した。本コンクールにおいて、総合教育センターが文部科学大臣

賞を受賞するのは3年連続であり、教育研修センター時代の入賞を含めると今回で5回目となった。

それでは、この研修パックの概要について紹介させていただく。参考資料1ページを御覧願いたい。学習指導要領で学習の基盤である資質・能力とされている「情報活用能力」を育成していくためには、普段の授業で文房具のようにICT機器を使っていくことが大切になる。GIGAスクール構想によりICT機器が整備されている状況の中、今後は「情報活用能力の育成」をどのように行えば良いのか、どのように教科横断的な教育課程の編成を進めたら良いかが課題になると考える。そこで、学校の実態に合わせた計画の作成から、児童の情報活用能力の育成と定着の確認までを4つのステップで行うことができるサポートパック「+タブレ・マネージャー」を作成した。この「+タブレ・マネージャー」は、本センターのホームページにて公開している。

参考資料2ページを御覧願いたい。まず、情報活用能力の育成の必要性や、この「+タブレ・マネージャー」の活用法については、動画にまとめ、ホームページに掲載している。現場の教員に興味を持ってもらえるよう、学校で起こりそうな場面を想定した寸劇を入れた、見やすい動画に仕上げている。計画の作成については、動画に従いながら、既存の授業計画などを入力すると、授業に合わせたICT活用事例が提案され、その活用事例をベースにICT活用計画が作成できる仕立てになっている。ICT活用については、一番下にある活用カードを準備しているので、カードをヒントに授業で活用することができる。

これまで総合教育センターでは、平成28年度に一斉学習に関する活用動画集「+タブレ」、令和元年度に協働学習・個別学習に関する研修パック「+タブレ2.0」、そして、今回のICT活用計画サポートパック「+タブレ・マネージャー」の「+タブレ」シリーズを開発し、いずれも学習デジタル教材コンクールで文部科学大臣賞を受賞している。

国の「GIGAスクール構想」により、各市町村では急ピッチで児童生徒1人1台端末の整備が行われた。本センターはこれらの「+タブレ」シリーズで、各学校の教科指導におけるICT活用の充実や情報活用能力の育成が推進されるよう支援してまいりたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

小川委員 まずは文部科学大臣賞受賞、お祝い申し上げます。情報活用能力を育む上で、このようなアプリケーションは重要であるため、学校現場で教員の活用が進むことを期待したい。ICT活用の本来の目的は効率化だと思うが、このアプリケーションがどのように教員の負担を軽減し、子供たちの学力向上に結びつくのか、構想があれば伺いたい。

総合教育センター所長 この「+タブレ・マネージャー」は、どのような段階で、どういった授業にどのようにICTを活用していくことで児童生徒の学力を向上させることができるのかということを考えるに当たり、教員を支援する目的で作成したものである。まずは教員がICTを活用できないと、子供たちへの指導もできないと考えており、全ての教員が活用しやすいよう、どのような教科でも対応できるようになっている。

小川委員 先日行われた市町村教育長との教育懇話会においても、ICTを活用できる教員とそうでない教員がおり、クラス間の格差が大きいという話を伺った。この「+タブレ・マネージャー」を活用することで、こういった格差を埋められると考えてよいか。

総合教育センター所長 お見込みのとおりである。

伊東教育長 ICT活用計画の部分で、教員がICTを授業に取り入れていくに当たって、こういうことをしようと考えた時に、何がどのように使えるのか提案してくれるというのは、非常に良い考え方だと感じた。是非、広めていってほしいと思うが、市町村を含めて、学校に対してはどのように周知していくのか。

総合教育センター所長 基本的にはホームページに掲載して、全国どこからでもアクセスできるようにしている。実際に、ホームページを見た他県の教育委員会から照会もいただいている。本県の教員に対しては、当センターが主催する各種研修会、市町村教育委員会や教育事務所における指導主事の要請研修等あらゆる機会を捉えて、まずはこの「+タブレ・マネージャー」を知ってもらえるよう努めている。

(3) 令和3年度全国学力・学習状況調査結果について

(説明者：義務教育課長)

「令和3年度全国学力・学習状況調査結果について」御説明申し上げます。資料は、5ページから10ページと、参考資料1及び2である。

はじめに、資料5ページを御覧願いたい。「1 調査の目的」から「3 調査対象」までは記載のとおりである。「4 調査結果の概要」だが、表にある「宮城県平均正答率」の数値は、仙台市を除いたものとなっている。

(1) 教科に関する調査の結果のうち、一つ目の表は、小学校についてである。宮城県の正答率と全国とを比べると、国語が3ポイント、算数は4ポイント下回っている。国語は一昨年度と同じ差となったが、算数においては、一昨年度より、1ポイント下回る結果となった。次に、中学校の状況について、二つ目の表を御覧願いたい。全国とは、国語が2ポイント、数学が5ポイント下回っており、一昨年度と同じひらきとなっている。

資料6ページを御覧願いたい。上段の表は、正答数による比較を示したものである。小学校の正答数の宮城県と全国とのかい離は、国語が0.4問、算数が0.7問となっている。中学校については、国語が0.2問、数学が0.8問となっており、正答数については、小・中学校とも1間に満たない差となっている。下段の表は、平均正答率について、平成31年度調査との比較をまとめたものである。

続いて、資料7ページを御覧願いたい。平成25年10月に「学力向上に関する緊急会議」においてまとめた「学力向上に向けた5つの提言」に係る取組について、御説明申し上げます。ここでは、児童生徒対象及び学校が回答した中から、この5つの提言に係る取組状況について取り上げている。5つの提言に係る項目は、全国平均との差がほぼ±5ポイント以内に入っており、授業改善は各学校で着実に浸透してきていると捉えている。

資料8ページを御覧願いたい。質問紙から分かることについて、提言ごとに、御説明申し上げます。提言1と2については、児童生徒のよい点を認めている学校の割合が全国平均を上回っている一方で、児童生徒が自分によいところがあると回答した割合は全国を下回っており、かい離が見られる。学習したことの意義や価値を実感し、自己肯定感を高められるような取組を一層工夫していく必要があると考えている。提言3及び4については、学習内容の見直しや次の学習につなげることができているとした児童生徒の割合は、全国平均を上回っている一方、授業がよく分かったと回答した児童生徒の割合は、算数・数学で全国平均を下回っており、一人一人の実態を踏まえた授業実践と学習内容の定着を図る工夫が必要であると考えている。また、自分の考えを工夫してノートに書く指導を行っている学校や児童生徒の割合は、全国平均を上回っており、ノート指導の定着が見られているが、記述式の問題の正答率が低く、無解答率が高い傾向があり、指導の工夫・改善が必要であると考えている。提言5については、家庭学習の時間について中学校で全国平均との差が見られた。また、ゲーム等に費やす時間が全国平均よりも長い傾向があり、家庭と連携しルール作り等を推進する必要があると考えている。

学校においては、児童生徒のつまずきを授業改善に生かすなどの工夫を行っているが、さらに、授業と連動させた家庭学習や、一人一人の実態に応じた課題の出し方について工夫するなど、家庭学習の質の向上を図る取組を促したいと考えている。

次に、本年度の調査結果を踏まえた、「5 今後の対応」である。各市町村教育委員会と課題意識を共有しながら、以下の①から⑤に記載した取組を推進していく。特に②の「学力向上マネジメント事業」は、今年度まで3年間の取組を進めてきたものであり、小学校1年生から中学校3年生までの義務教育9年間を対象とし、5つの市教育委員会を直接支援した事業である。この事業においては、各教育事務所に配置した「学力向上マネジメントアドバイザー」が、市教育委員会や学校に支援・助言を行っている。このアドバイザーの支援のもと、年2回の学力調査を軸とした「PDCAサイクル」を確立することによって、児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を図ってきた。これまでの取組で、算数においては、小学校低学年から「つまずき」があることが課題として明らかになった。また、算数・数学等の積み上げが大切な教科の指導では、小中学校9年間を見通した学びの系統性や連続性を重視した指導と、小学校の学びを中

学校へとつなぐ小中連携の取組が重要であるということが分かった。また、小学校2・3年生において、つまずき解消の成果が出ていることを確認できている。

今後は、この事業の取組の成果を県内全ての市町村へ水平展開をすることで、児童生徒一人一人の学力向上を図っていく。

資料9ページから10ページは、小中学校それぞれの教科毎の正答数分布グラフである。また、児童生徒対象の質問項目及び学校が回答した質問の詳細については、参考資料1及び2にまとめている。

本年度、新型コロナウイルス感染症の影響をみる調査項目が加えられている。児童生徒対象の臨時休業中の不安等に係る質問については、全国とのかい離は見られなかったが、不安を感じた児童生徒は半数程度いたことが分かった。今後も、心のケアに留意していく。また、休業中において、学校が児童生徒に行った支援としては、紙媒体の教材や資料の配布が最も多く、これはICTの環境整備がまだ整っていないところであり、全国も同様の状況であった。

今回の調査結果については、宮城県検証改善委員会において更に詳細に分析するとともに、具体的な対応策を取りまとめ、今後の取組に生かすことができるよう、発信していくこととしている。

本件については、以上である。

(質 疑)

千木良委員

報道等で新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休校と学力との相関性や、子供や保護者たちの不安感について取り上げられている。県の教育行政としては、こういった休校と学力の関係や子供や家庭への影響について、どのように考えているか。

義務教育課長

昨年度の年度当初は保護者や家庭の方々の不安が大きく、義務教育課に対してもかなりの数の電話やメールによる問い合わせや不安の声が寄せられた。そういった状況の中で、市町村教育委員会が中心となって、学校が作成した様々なプリントを各家庭に配付したり、子供たちが解答したものを回収したりといった丁寧なやりとりをしていただいた。その結果、徐々にではあるが、臨時休校中の家庭での生活リズムや家庭学習のリズムが確立されていき、臨時休校明けの学校生活につながることができ、現在があるのだと思う。ただ、この調査結果を受けて、子供たちの不安が解消されたとか、全国の結果と同じような状況で良かったとは捉えておらず、目に見えない影響があると思っている。学びについても、実験や体験を通したものではなく、駆け足で授業が展開されていったこともあり、こういった部分の影響も少なからずあると思う。現在、一斉休校は行わないとの国の方針が示されているが、一斉休校は新たな不安を生むことになると思うので、感染状況が落ち着かない中ではあるが、今後の展開に目を配ってまいりたい。

小川委員

まだデータを読み込んでいるわけではないが、平均正答数で見ると、全国とのかい離はそれほど大きくないようだ。ただ、平均と分布のどちらを見るのかによっても捉え方は変わってくると思う。例えば、資料9ページの分布図の【小学校算数】では、全国では14間にピークがあるが、宮城県では12間にピークがある。私自身は分布に広がりがあったり、ピークが複数あったりするのは問題だと思っているが、この結果について統計学的に差があるのか分析し説明する必要があると思う。また、仙台市とそれ以外の市町村で分かれて結果が出るが、仙台市の結果を含めると順位が上がるという傾向が続いており、この差をなくすことが学力の格差を縮めていくことにつながると思うので、いつもこの差の原因が何か考えている。教員の質にそれほど差があるようには思えず、やはり様々な教育的環境の違いによるものだと思っているが、何がどのように違うのかを見極めることができれば、学力を上げていくための様々なヒントが得られると思う。そこで、仙台市との差をどう捉えているか、また、この差をどのように縮めていこうと考えているのかについて伺いたい。

義務教育課長

正答数に関しては、全国値のピークと宮城県のピークにずれはあるものの、小中学校のどの教科においても、以前の結果からはだいぶ改善してきており、順位に関しても全国とのかい離は縮んできています。また、県内の状況についても、一昨年と比べて市町村

間の差が縮んできていると捉えている。文部科学省においては、正答率について5ポイント以内の差は大きなかい離とは考えておらず、また、公表する数値を小数第1位までから小数点以下を四捨五入に変更したり、市町村毎の順位を公表したりすることで、市町村間の過度な競争を誘発しないよう配慮を求めているところである。

仙台市との差に関しては委員御指摘のとおりだが、市町村毎の順位は公表できないため具体的には申し上げられないものの、仙台市よりも結果が良かった市町村もあり、県全体が一律に仙台市より悪い結果ということではない。ただ、仙台市との差の原因については、検証改善委員会において総合教育センターと協力しながら分析を行う予定であり、少しでも早く現場にフィードバックし、どのような授業改善を行うことで、子供たちの頑張りが点数につながっていくようになるのか模索しているところである。先ほど説明したとおり、学力向上マネジメント事業を3年間実施して分かったこととして、小学校低学年での「つまずき」がなかなか解消されないことがあり、その「つまずき」の解消を意識したPDCAサイクルの確立に取り組んだ結果、次の学年では改善されている状況が見られた。この取組を県内全ての市町村教育委員会と共有しながら進めていくことが改善につながると考えており、その際には学校全体の平均正答率を上げることでなく、一人ひとりの状況に応じて学んだことを着実に定着させて進級・進学させるという意味での学力向上が重要だということを発信してまいりたい。

小川委員

丁寧な御説明いただき、適切な考え方に基づいて学力の格差が是正されてきているということがよく分かった。そうすると、結果について、統計学的には分散や標準偏差を用いて示す方法も可能と感じた。例えば、経年的に見たときに分散や標準偏差といったばらつきが小さくなっていることから、市町村間の格差が縮まってきていると示す方法も可能と考えられる。また、学習指導要領が変わったことで、学ぶべき内容がどんどん増えてしまい、それをこなすことに精いっぱいになってしまうことで、十分に定着する前に次の内容に進んでしまうことは問題ではないかと、教育委員同士でも話題になったことがある。9歳の壁といわれているように、低学年の段階からしっかりと定着した上で次に進んでいけば、学力の差は縮んでいくのではないかと思っていたところであり、先ほどの説明に納得できたし、今後もその考え方で進めていただきたいと感じた。

齋藤委員

毎年、全国の順位が公表されるが、宮城県の子供たちはこれをどのように見ているのだろうといつも考えている。子供たちの自己肯定感が低いと言われている宮城県だからこそ、子供たちはこの結果を敏感に受け止めていると思う。自分が勤務している大学で、東北の中でも成績が良い県出身の学生に対し、どのような教育を受けてきたのか尋ねると、誇らしげに、家庭学習や体験学習でこのような指導があったと、教員の指導方法について答えるので、それだけでも教育の効果があったなど感じることも多い。他県との違いについて尋ねても同様で、これはすごいことだなと思うと同時に、宮城県の子供たちが同じことを問われた際に、うなだれることなく、順位は低いが教員も生徒も一生懸命やってきたという気持ちになってほしいと感じる。そのため、結果の提示に当たっては、子供たちがそのように思えるような形にしていだければと思う。

千木良委員

仙台市とそれ以外の市町村の結果を比較した報道がされるため、仙台市出身ではない自分としては、大人になってもどこか自己肯定感が低いところがあるように感じるし、今の子供たちがそんな大人の姿を見て育っていることについて、どうなのかなとも感じる。また、現在、行政や社会を動かしている方々は、数字や偏差値、順位を重視されてきた世代だと思うので、その感覚でこういった全国調査の結果を見ていくことに疑問を感じる部分もある。多様性が大事だと言いつつも、決してそれだけではなく学力も大事だということも理解できるし、そういったことが現場でどのように消化されて子供たちに還元されていくのか興味深くもあり、不安でもある。

義務教育課長

宮城県では、算数や数学の点数がなかなか上がらないことへの対策の一環として、今

年で7回目になる「算数チャレンジ大会」を開催してきた。難しい問題に挑戦してもらうことで、算数の良さをもっと多くの子供たちに知ってもらおうという趣旨で始めたものだが、例年は各教育事務所単位で予選を行っていたため、予選に出られる子供たちの人数は限られていた。しかし、今年は新型コロナウイルスの影響により、予選を各学校単位で行うよう変更したところ、大変嬉しいことに挑戦したいという子供たちが増えた。参加した子供たちの感想の中には、「すごく難しく、頭が溶けそうなくらい頑張った」、「初めての経験だったが、学校でもこんな授業を受けてみたい」、「もっともっとこんな問題に挑戦したい」といったものがあり、算数の難しさに挑戦することの良さが分かる子供たちが増えていると感じた。今年度は、県内の小学6年生の約14.5%が、難しい算数の問題に挑戦しようとしている。決勝は延期しているが、予選の解答集には、こういった考え方で解いていくと良いといった解説を入れてウェブ上で公開している。また、挑戦した子供たちに向けて、難しい問題に挑戦すること自体が素晴らしいことであり、解けた・解けなかったこととは別にものすごく価値があるので、これからも挑戦を続けてほしいといった趣旨のメッセージもウェブ上に掲載した。この考え方は現場の教員にも知ってもらいたいと思うし、我々としてもより強く意識して発信していかなければならないと再認識した。

千木良委員 回覧板に、この算数チャレンジ大会のことが載っていたため、どこの小学校の誰が挑戦するんだなということはチェックしていた。

小川委員 毎年、県の順位を公表しているが、順位は評価指標の一つに過ぎないということだと思う。教育現場では、絶対評価、相対評価、個人内評価といったものがよく出てくるが、相対評価にこだわってしまっている自分たちを省みて、様々な評価指標を検討するなど、評価の仕方を工夫して公表していく必要があるのではないか。先ほどの義務教育課長の話は大変重要で、たとえ結果が出なくとも、その子がどれだけやる気を持って取り組んでいったのかなど、個人内評価を中心とすることで、個人の中でどれだけ力を伸ばしていったかを示すことができれば、それを知った子供たちや保護者が「宮城県も頑張っているんだ」と感じるができるし、それが自信につながっていくと思う。

(4) 高等学校等就学支援金の受給資格認定に係る不適切な事務処理について

(説明者：高校教育課長)

高等学校等就学支援金の受給資格認定に係る不適切な事務処理について御説明申し上げます。資料は、11ページである。

はじめに、「2 概要」についてであるが、就学支援金の受給資格は、世帯の所得により基準に照らし合わせて判定するものであるが、仙台第二高等学校において、令和元年度及び令和2年度の受給資格の認定の際に、一部の世帯の所得確認を行わないまま認定する不適切な事務処理があった。本件については、本年7月に、他校に在学する兄弟がいる世帯からの問い合わせを受け、発覚したものである。発覚を受けて、同校において、全ての生徒について認定状況を確認した結果、令和元年度に11件、令和2年度に38件、所得確認をしないまま受給資格を認定していたことが判明した。また、判明した世帯について、改めて所得を確認できる書類により、確認を行ったところ、2カ年で33件が受給資格を満たしていないことがわかり、これらの世帯の方については、授業料を徴収する必要が生じたものである。

「3 要因」についてであるが、担当者は、他の業務が山積していたこともあり、手順を踏んで業務を進められず、処理期限が迫っていたため、一部世帯の所得確認をせずに、認定手続きを行っていた。また、担当者が作成した認定書類に不備があるにも関わらず、学校内では十分にチェックすることなく、認定が決定されており、複数の職員による確認ができていなかったことによるものと考えている。

「4 対応」として、これまで、所得確認をしていなかった世帯に経緯の説明と謝罪を行うと同時に、改めて、授業料の納入が必要となった世帯に対しては、授業料の納入をお願いしている。県教育委員会では、今回の事案を受けて、県教育委員会で作成したチェックシートを各学校に配布し、全ての県立高等学

校の授業料に係る事務処理の一斉点検を指示している。その結果については、現在、集約中である。

「5 再発防止策」としては、今後開催される校長会議及び臨時事務長会議において、校内での複数職員によるチェックや業務の進行管理を徹底するとともに、マネジメントの強化に取り組むよう指示する。また、今後、県教育委員会で事務処理マニュアルの作成や具体的なチェック方法等を示すなど、確認体制を整備するとともに、定期的に高校教育課職員による実地検査を実施し、適正な事務処理について指導助言を行い、再発防止に努めてまいりたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋藤委員 こういった不適切な事務処理はあってはならないことだし、再発防止にも努めていただきたいと思うが、この就学支援金に関する業務は4月に行われているものなのか。

高校教育課長 新生生については4月に申請を受け付け、7月までに認定作業を行うが、在校生については7月に申請を受け付け、9月までに認定作業を行う。最終的には、10月中旬までにとりまとめた結果を教育委員会に対して報告することとなっている。

齋藤委員 処理するための期間がある程度設けられているのであれば、適切にやっていただきたかったところだが、学校における様々な手続きが年々増えていることは確実で、新年度開始直後などの短い期間に業務が集中する時期は本当に大変だと思う。

高校教育課長 一定の期間はあったものの、この職員にとって他の業務も兼ねながらこの業務を行うことが非常に負担であったことは確かだと思う。この職員も、他の業務に時間を取られてしまった結果、この業務を適切に遂行することができなかつたと述べている。やはり、学校の事務室では職員が少ないために、業務を一人の職員に任せきりになる傾向もあるが、こういった煩雑な業務については、複数の職員でチームを組んで相互にチェックできるような体制の整備が必要であると感じている。また、事務処理マニュアルの作成のほか、統一的な入力フォームの整備等も行い、学校に提供していくことで事務作業の効率化に向けた工夫ができればと考えている。

千木良委員 資料の表を見ると、申請者数に比べて認定件数がかなり少ないように思えるが、受給資格はどのようなものか。

高校教育課 資料の表については、一番下の欄に学校全体の申請件数を、一番上の欄に所得確認をしないままに受給資格ありと認定してしまった件数を記載している。例えば、令和2年度であれば、全体の申請件数505件のうち、所得確認をせずに受給資格を認定してしまっていたものが38件あった。そのうち、今回改めて確認したところ本来は受給資格の認定ができなかったものが25件あったということであり、学校全体で受給資格が何件認定されたのかについては、表に記載していない。

伊東教育長 県全体では何割くらいが認定されているか把握しているか。

高校教育課長 県全体で就学支援金の受給資格が認定されている世帯は、約85%となっている。

伊東教育長 いわゆる高校無償化に係る制度であり、所得が高い方は認定されないが、県内では多くの世帯が授業料を負担しなくてよいという状況である。

千木良委員 認定される件数が少ないものかと思ったが、高校無償化の関係であれば、認定される件数は非常に多く、事務処理が大変だろうなと思うし、大変になることが予想できたらうなとも思う。

1.2 資料（配布のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧

(2) 令和4年度宮城県公立学校教員採用候補者第1次選考の結果について

(3) 令和4年度宮城県立中学校入学者選抜募集要項等について

(4) 美術館特別展「ランス美術館コレクション 風景画のはじまり コローから印象派へ」

(5) 美術館特別展「宮内庁三の丸尚蔵館所蔵 皇室の名品展 皇室の美—東北ゆかりの品々」

13 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 〽 次回の定例会は、令和3年10月13日（水）午後1時30分から開会する。

14 閉 会 午後3時17分

令和3年10月13日

署名委員

署名委員